

令和7年度第1回流山市空家等対策協議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	2 ページ
2	協議会に参加した委員	2 ページ
3	議題	2 ページ
4	協議の概要	3 ページ

1 開催日時及び場所

令和8年1月29日(木) 13時30分から
流山市役所第1庁舎3階 庁議室

2 協議会に参加した委員

(1) 協議会参加委員 6名

- ・大宮 喜文 副会長
- ・市野 真紗美 委員
- ・安 隆一郎 委員
- ・川村 拓也 委員
- ・畔上 廣司 委員
- ・早川 恵 委員

(2) 流山市 職員 7名

- ・まちづくり推進部長 梶 隆之
- ・まちづくり推進部次長 木村 達也
- ・建築住宅課長 柿原 誠
- ・建築住宅課長補佐 小松崎 靖
- ・建築住宅課企画・住宅室長 岡田 達
- ・建築住宅課職員 村田 彩
- ・建築住宅課職員 小山田 瑞希

3 議題

(1) 協議会議題について

議題1：改正空家等対策特別措置法(以下、「空家法」という。)の概要説明、流山市管理不全空家等及び特定空家等の判断の手引き(以下、「手引き」という。)の改定について

4 協議の概要

空家法の改正点や、手引きの改定について事務局から説明。手引きの改定内容は、改正法に準拠した「管理不全空家等」と「特定空家等」の判定基準とフローを明確化し、所有者へ早い段階での適正管理を促すもの。

意見番号等	意見等
1	管理不全空家等の判定基準について、「破損」、「腐朽」、「腐食」等の項目の分け方や「著しい」とはどの程度なのか、その判断が難しい。
2	空家法改正の趣旨は、管理不全と判断する前の早い段階で行政が所有者に寄り添い、相談できる仕組みを作って専門家とともに改善の出口を考え、点数による機械的運用ではなく早期支援につなげることにあると考える。通知文と併せて、柔らかいタッチの案内資料を送付するのも一手ではないか。
市の考え	これまでも、空き家所有者への通知文に併せて、市が作成した「空き家の手引き」というチラシを同封し、空き家のデメリットなどを説明しながら相談先を案内している。引き続き、より相談しやすい環境づくりを進めていく方針である。
2	「空き家の手引き」の作成部数と配布先は。
市の考え	作成部数は7,000部ほど。空き家所有者向け文書へ同封、窓口配架、市ホームページへ掲載している。
3	空き家予備軍である高齢者世帯に向け、地域包括支援センターなど高齢者支援の現場でパンフレットを配布し、高齢者や、施設入所時などに家族へ空き家管理を周知できるよう、担当課と連携していくことが有効ではないか。
市の考え	担当課と協議し、配架に向けて対応を進める。